

鹿 児 島 県 公 報

令和3年4月27日（火）第203号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 1
 ○計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 1
 ○公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
 ○都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 公 告
- 一般競争入札公告 (デジタル推進課取扱い) 3
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 6
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年4月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 解除に係る保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字嘉入字大平原450番1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第585号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和3年6月2日	10：00～12：00	いちき串木野市	生福交流センター
令和3年6月2日	13：30～14：30	いちき串木野市	羽島交流センター
令和3年6月3日	10：00～15：00	いちき串木野市	いちきアクアホール

令和3年6月8日	10:00~15:00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和3年6月9日	10:00~15:00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和3年6月10日	10:00~14:00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和3年6月15日	10:00~16:00	薩摩川内市	セントピア
令和3年6月16日	9:30~14:00	薩摩川内市	永利地区コミュニティセンター
令和3年6月17日	10:30~13:00	薩摩川内市	水引地区コミュニティセンター
令和3年6月17日	14:00~16:00	薩摩川内市	峰山地区コミュニティセンター
令和3年6月18日	9:30~11:00	薩摩川内市	陽成地区コミュニティセンター
令和3年6月18日	13:00~14:00	薩摩川内市	西方地区コミュニティセンター
令和3年6月22日	10:00~16:00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和3年6月23日	9:30~14:00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和3年6月24日	10:00~16:00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和3年6月25日	9:30~14:00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和3年6月28日	15:00~16:30	薩摩川内市	長浜港待合所
令和3年6月29日	9:30~15:00	薩摩川内市	手打地区コミュニティセンター
令和3年6月29日	15:30~16:30	薩摩川内市	子岳地区コミュニティセンター
令和3年6月30日	9:30~11:00	薩摩川内市	青瀬地区コミュニティセンター
令和3年6月30日	12:00~14:00	薩摩川内市	西山地区コミュニティセンター
令和3年6月30日	15:00~16:00	薩摩川内市	内川内地区コミュニティセンター
令和3年7月1日	9:30~12:00	薩摩川内市	鹿島公民館
令和3年7月5日	13:30~16:00	薩摩川内市	上甌総合センター
令和3年7月6日	9:30~16:00	薩摩川内市	里定住センター
令和3年7月12日	10:00~15:00	薩摩川内市	入来体育館
令和3年7月13日	10:00~15:00	薩摩川内市	樋脇総合体育館
令和3年7月14日	10:30~15:00	薩摩川内市	祁答院公民館
令和3年7月15日	10:30~16:00	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
令和3年7月16日	9:30~14:00	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
令和3年7月19日	11:00~16:00	さつま町	さつま町薩摩農村環境改善センター
令和3年7月20日	9:30~11:30	さつま町	さつま町薩摩農村環境改善センター
令和3年7月20日	13:00~16:00	さつま町	さつま町鶴田体育館
令和3年7月21日	9:30~12:00	さつま町	さつま町鶴田体育館
令和3年8月3日	10:30~16:00	さつま町	さつま町宮之城総合体育館
令和3年8月4日	9:30~16:00	さつま町	さつま町宮之城総合体育館

令和3年8月5日	9:30~12:00	さつま町	さつま町山崎地区公民館
----------	------------	------	-------------

- 2 定期検査の対象となる特定計量器
非自動はかり，分銅及びおもり
- 3 指定定期検査機関の名称
一般社団法人鹿児島県計量協会
- 4 その他
特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，令和3年6月2日から令和4年2月28日までとする。

鹿児島県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（温泉場土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和3年4月19日から同年7月22日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市入来町副田地内

鹿児島県告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので，同条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
志布志都市計画特定用途制限地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の借入れについて，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年4月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
統合宛名管理システムの賃貸借 一式
 - (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
令和4年3月1日から令和9年2月28日まで
なお，契約は，地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから，契約書に「翌年度

以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年4月27日から同年5月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報システム係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和3年7月16日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月20日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）会議室7-政-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和3年6月4日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報システム係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2384

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Prefectural Individual Identification Number Management System Lease:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 16 July 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Digital Promotion Division

Policy Planning and Coordination Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2384

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年4月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表263の項を削り、同表に次のように加える。

327	キラメキテラスヘルスケアホスピタル	鹿児島市高麗町43番30号
-----	-------------------	---------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年4月27日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA ナナシー S P E C I A L 3 V V	豊丸産業株式会社	1P0177
ぱちんこ遊技機	PA ぱちんこ仮面ライダー轟音M A 1	株式会社オッケー.	1P0006
ぱちんこ遊技機	P 犬夜叉 2 F M - R	株式会社ディ・ライト	0P1812
回胴式遊技機	S ファンキージャグラー 2 K T	株式会社北電子	0S0234
回胴式遊技機	S ノーゲーム・ノーライフ K G	株式会社北電子	1S0178